

新潟市高齢者等あんしん見守りネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 新潟市高齢者等あんしん見守りネットワーク事業（以下「事業」という。）は、市内の地域包括支援センターを連絡拠点として、地域住民、事業者等による高齢者等の見守りネットワークを構築し、異変等を発見したときに迅速に対応できる体制を確保することにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力事業者 事業の趣旨に賛同する民間事業者等で、市に登録をした者
- (2) 実施機関 地域包括支援センター、区役所（地域住民や協力事業者から情報を受け、支援や対応を行う機関）
- (3) 協力機関 市内で地域福祉活動を行う団体等

(対象者)

第3条 事業の対象者は、高齢者をはじめ、障がい者、児童その他の日常生活において地域における支援を必要と思われる者（以下「高齢者等」という。）をいう。

(事業主体)

第4条 事業の主体は新潟市とする。

(地域住民の役割)

第5条 地域住民は日常生活の中でさりげない見守りを通して、高齢者等の異変等を発見した際は、地域包括支援センターに連絡するものとする。ただし、緊急時は警察、消防等へ通報するものとする。

(協力事業者の役割)

第6条 協力事業者は日ごろの業務、営業活動の範囲内において高齢者等の異変等を発見した際は、地域包括支援センターに連絡するものとする。ただし、緊急時は警察、消防等へ通報するものとする。

(協力事業者の登録)

第7条 事業の趣旨に賛同し、協力事業者として登録しようとする民間事業者等は、別記様式第1号の協力事業者同意書兼登録書を市長に提出する。

(実施機関の役割)

第8条 実施機関は、地域住民、協力事業者等からの連絡を受けた場合に、必要な支援や対応を行う。

(協力機関の役割)

第9条 協力機関は、実施機関からの連絡を受け、実施機関が支援を行うにあたり、必要な協力を行う。

(市の役割)

第10条 市は、事業の実施について、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協力事業者の登録及び事業所名等の公表
- (2) 事業の普及啓発活動

(3) その他事業に関する必要な業務

(守秘義務)

第11条 協力事業者、実施機関、協力機関は事業の活動で知り得た個人情報を当該事業の目的以外に使用し、または他に漏らしてはならない。

(連絡会)

第12条 事業の適正かつ円滑な運営を図るため、新潟市高齢者等あんしん見守りネットワーク連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

2 連絡会は別表に定めるものをもって組織する。

3 連絡会の会議は、福祉総務課長が主宰する。

4 連絡会の庶務は、福祉総務課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表（第12条関係）

機 関 等	構 成 員
協力事業者	全協力事業者の代表者
関係事業者	N I C新潟日報販売店グループ
地域包括支援センター	新潟市地域包括支援センター代表
民生委員児童委員	新潟市民生委員児童委員協議会連合会会長
新潟市社会福祉協議会	地域福祉課長
新潟県警察	新潟市警察部企画調整課長
新潟市消防局	救急課長
市	福祉部高齢者支援課長
市	福祉部地域包括ケア推進課長
市	福祉部福祉総務課長
オブザーバー	新潟市こども未来部こども政策課長
オブザーバー	新潟市福祉部障がい福祉課長
オブザーバー	各区役所健康福祉課長

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

（あて先）新 潟 市 長

所 在 地
事業者名称
代表者氏名

新潟市高齢者等あんしん見守りネットワーク事業
協力事業者同意書 兼 登録書

新潟市高齢者等あんしん見守りネットワーク事業の趣旨に賛同し、協力事業者として事業に協力することに同意するので、新潟市高齢者あんしん見守りネットワーク事業実施要綱第 7 条の規定により、次のとおり提出します。

記

事業者

フリガナ	
事業者名称	
代表者の職・氏名	
事務所の所在地	〒
ホームページ等で事業者名の公表を（希望する・希望しない）	

担当者

役職・氏名	
T E L	
F A X	
E-mail	